

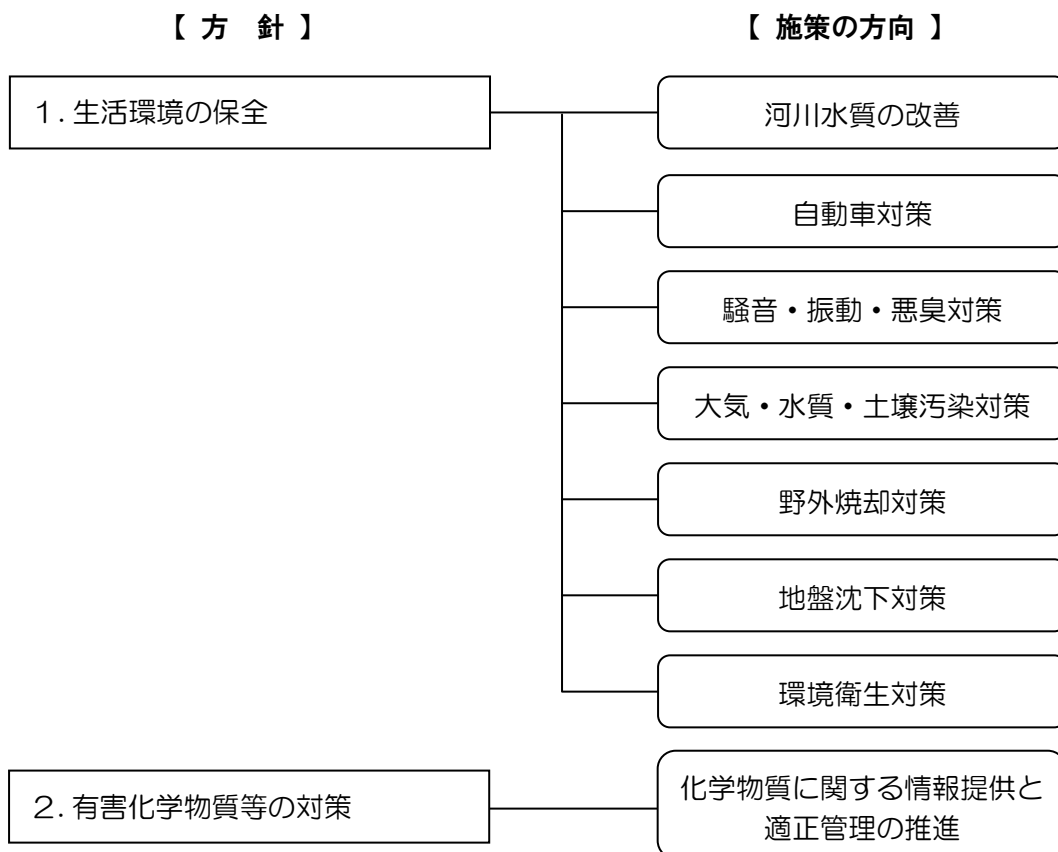
2 生活環境分野 –健康で安心した生活を送ることができるまち–

(1) 施策の方針

自動車は、生活に欠かすことのできない移動手段となっていますが、大気汚染、騒音、振動及び地球温暖化の防止といった観点から、エコドライブ^{*}の普及など、自動車対策を進めます。

また、安心して生活のできる環境を確保するため、家庭や事業所からの排水対策と流域で一体となった水質浄化の取組を行うとともに、道路交通や事業活動、生活等に伴う騒音、振動、悪臭などの対策を継続していきます。

さらに、化学物質のリスク（危険性）低減を図るため、ダイオキシン類については引き続き発生抑制を推進し、PCB^{*}や石綿(アスベスト^{*})については早期の無害化処理等の実現を目指します。また、室内環境汚染物質、農薬及び殺虫剤など一般の生活環境で用いられる化学物質については適切な情報に基づく適正な利用と管理を促進します。



■用語解説

※エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリング・ストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人ひとりの心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。PCB廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきたが、その確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が施行され、平成24年の政令改正で平成39年3月31日までに処理を終えることが規定された。

※アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱、耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限または禁止されるようになった。



小学生環境ポスター 石原 百菓 さん

(2) 関連指標・目標

方針1：生活環境の保全

ア 施策

①河川水質の改善

2-1-1 公共下水道の整備・中川流域下水道の建設【下水道課】

- ・河川の水質汚濁の防止のため、公共下水道の整備及び中川流域下水道の早期完成を推進します。

2-1-2 水洗化の促進【下水道課】

- ・公共下水道への接続の呼びかけを行います。

2-1-3 浄化槽適正管理の促進【環境リサイクル課】

- ・浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理についての周知徹底及び啓発を行います。
- ・市街化調整区域において、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

2-1-4 河川水質の定期調査【環境リサイクル課】

- ・市内の河川等において水質汚濁等の実態を把握します。
- ・市民からの苦情・要望への対応を行います。

2-1-5 みんなで水質調査の実施【環境リサイクル課】

- ・市民参加による、綾瀬川、中川等の水質・生物調査を実施します。

2-1-6 河川浄化対策の推進【環境リサイクル課】

- ・国、県、地元沿川自治体とで組織する協議会等と連携しながら、河川水質浄化に努めます。
- ・環境パネル展示等による普及啓発を行います。
- ・環境にやさしい生活用品の普及に努めます。

②自動車対策

2-1-7 自動車交通騒音・振動の調査【環境リサイクル課】

- ・幹線道路等での自動車による騒音や振動の実態を把握します。

2-1-8 交通騒音・振動の監視【環境リサイクル課】

- ・自動車交通に伴う騒音と振動について、市民からの苦情や要望への対応を行います。

2-1-9 エコドライブの普及・促進（4-4-4 へ再掲）【環境リサイクル課】

- ・アイドリング・ストップ※やエコドライブについて、普及促進します。
- ・ノーカーデーを実施するなど、マイカー通勤の削減を促進します。
- ・公用車の購入等に当たっては、次世代自動車の導入を推進します。
- ・公用車利用に際して、相乗りを励行します。

③騒音・振動・悪臭対策

2-1-10 騒音・振動・悪臭の調査【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等の騒音、振動、悪臭について、実態を把握します。

2-1-11 騒音・振動・悪臭の監視【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等の騒音、振動、悪臭の立ち入り指導を行います。また、市民からの苦情

要望への対応を行います。

2-1-12 公害防止対策への助成（2-1-15 へ再掲）【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等における公害防止設備の整備を促進するため、工場・事業所等に対する助成（利子補給）を行います。

④大気・水質・土壌汚染対策

2-1-13 大気・水質・土壌の調査【環境リサイクル課】

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について埼玉県の調査に協力し、実態を把握します。

2-1-14 大気・水質・土壌の監視【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について、埼玉県に同行し、立ち入り指導を行います。また、市民からの苦情や要望への対応を行います。

2-1-15 公害防止対策への助成（再掲 2-1-12）【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等における公害防止設備の整備を促進するため、工場・事業所等に対する助成（利子補給）を行います。

⑤野外焼却対策

2-1-16 野外焼却の調査・指導【環境リサイクル課】

- ・野外焼却について、立ち入り調査や指導を行います。また、市民からの苦情や要望への対応を行います。

⑥地盤沈下対策

2-1-17 地盤沈下の監視【環境リサイクル課】

- ・地盤沈下に関する情報の提供を行います。また、市民からの苦情や要望への対応を行います。

⑦環境衛生対策

2-1-18 害虫予防・防疫対策の推進【環境リサイクル課】

- ・水路のユスリカやボウフラなどの害虫駆除等を行います。

2-1-19 草刈指導の推進【環境リサイクル課、関係課】

- ・空き地等に繁茂した雑草類を除去することにより、害虫等の発生の未然防止を図るとともに、雑草の繁茂している土地の所有者等へ刈り取りを指導し、土地所有者等からの依頼による業者委託を行います。

2-1-20 環境衛生の推進【環境リサイクル課】

- ・町会自治会ごとに選任された環境衛生委員を中心に、ごみ集積所の利用にあたってのルールの指導、きれいなまちづくりのための活動を広げます。

イ 市民・事業者の取組

①河川水質の改善	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。 浄化槽を適正に維持管理しましょう。 水質浄化キャンペーンに参加するとともに、協力しましょう。 三角コーナーや流しの排水口下に、ろ紙袋等をセットし、調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。 食材は無駄なく使い、油は拭き取るなどしてできるだけ排水口に流さないようにしましょう。 食材を使い切り、調理くずを出さないなどの、エコクッキングを行いましょう。 米のとぎ汁は、食器洗いや庭木の水やりに使いましょう。 洗剤は適正に使用し、環境にやさしい石鹸・洗剤等を選びましょう。 お風呂の残り湯は洗濯や庭の水まきに使いましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の排水を適正に処理しましょう。 水質浄化キャンペーンに参加・協力しましょう。 公共下水道が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。 浄化槽を適正に管理しましょう。 調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。 自主的な公害低減に関わる取組を実施しましょう。
②自動車対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 住環境を守るため、生活道路を車で通過しないようにしましょう。 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう。 アイドリング・ストップやエコドライブを実践しましょう。 車の買い替えの際には、次世代自動車を購入しましょう。 ノーカーデーに協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 住環境を守るため、生活道路を車で通過しないように努力しましょう。 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう。 保有車の点検整備を行うとともに、過積載をしないようにしましょう。 物流の合理化に努め、貨物車両を削減しましょう。 アイドリング・ストップやエコドライブを実践しましょう。 次世代自動車を導入しましょう。 ノーカーデーに協力しましょう。
③騒音・振動・悪臭対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 深夜のカラオケ等、近隣生活騒音を出さないようにしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 深夜営業飲食店では、防音施設を設置しましょう。 夜間・深夜における荷物の積み降ろしなどの作業音等は、極力出さないようにしましょう。 近隣に配慮した作業時間を設定しましょう。 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の騒音、振動、悪臭について対策しましょう。 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。 自主的な公害低減に関わる取組を実施しましょう。
④大気・水質・土壌汚染対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の庭などで、ごみを燃やさないようにしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物焼却炉は、法律や県条例に基づき適正に維持管理しましょう。 処理施設等を適正に維持管理しましょう。 工場や事業所から、大気、水質、土壌汚染等の公害が発生しないようにしましょう。 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の大気、水質、土壌汚染について対策しましょう。 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。 自主的な公害低減に関わる取組を実施しましょう。

⑤ 野外焼却対策	
市民	・ 自宅の庭などで、ごみを燃やさないようにしましょう。
事業者	・ 廃棄物等は野外焼却しないで、適正に処理しましょう。
⑥ 地盤沈下対策	
市民	・ なるべく井戸を使用しないようにしましょう。 ・ 敷地内は雨水が地下に浸透しやすいようにしましょう。
事業者	・ なるべく井戸を使用しないようにしましょう。 ・ 敷地内は雨水が地下に浸透しやすいようにしましょう。
⑦ 環境衛生対策	
市民	・ ごみ集積場を清掃するなど、適正に使用しましょう。 ・ 犬のフンは適切に処理しましょう。
事業者	・ 事業系廃棄物は、適正に処理しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	74.7%	H26	87%*	H37		○	○
水洗化の促進	水洗化率	88.6%	H26	96%*	H37	○		○
河川浄化対策の推進	イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	H26	2回/年	H37	○		○
	市内の河川の水質基準達成率	50%	H25	65%*	H37			○
	広報紙等による啓発回数	2回/年	H26	2回/年	継続			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※アイドリング・ストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。

方針2：有害化学物質等の対策

ア 施策

①化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

2-2-1 防疫薬剤等の適正使用【環境リサイクル課】

- ・ 薬剤散布する場合は、近隣へ周知します。
- ・ 環境法規制や県条例等の情報提供を行い、遵守する事を啓発・指導します。
- ・ 環境配慮型の薬剤の使用や散布回数の調整に努めます。

2-2-2 食の安全に係る情報の提供【商工観光課、健康増進課】

- ・ 食の安全に係る化学物質に関する法規制や県条例、健康影響などの情報を提供します。

2-2-3 住環境における有害化学物質に係る情報の提供【開発建築課、環境リサイクル課】

- ・ 住環境における有害化学物質（シックハウス症候群※）に関する情報提供を行います。

2-2-4 有害化学物質の対策【環境リサイクル課、関係課】

- ・ 公共事業において有害化学物質の適正管理に関する規制を遵守します。
- ・ ダイオキシン類に関する情報提供を行います。

2-2-5 アスベストの対策【公共施設管理者、環境リサイクル課、開発建築課】

- ・ 公共施設及び民間施設のアスベスト対策を進めます。
- ・ アスベストに関する情報の提供を行います。

2-2-6 ポジティブリスト※の情報提供【都市農業課】

- ・ 農薬等の使用方法の遵守の指導及び啓発を行います。
- ・ 環境配慮型の薬剤の使用や散布回数の調整に努めます。
- ・ 環境法規制や県条例等の情報提供を行い、遵守する事を啓発します。

2-2-7 放射能対策【環境リサイクル課、関係課】

- ・ 市内で生産される農産物及び給食食材について放射能濃度測定を実施し、測定結果を市ホームページ等で公表します。
- ・ 小中学校、保育所、公園等の放射線量の測定を定期的実施し、測定結果を市ホームページ等で公表します。

イ 市民・事業者の取組

①化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質と健康への影響について関心を持ち、テレビニュースや新聞、インターネット等を通じて、正しい知識や理解を身に付けましょう。 ・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の適正管理に関する規制を遵守しましょう。 ・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。 ・ 安全な食品や製品の製造販売に努めましょう。 ・ 環境コミュニケーション※に取り組みましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
食の安全に係る情報の提供	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室にて啓発)	H26	1回/年 (広報紙)	継続			○
	食の安全に係る情報提供回数	消費生活展などで参加団体が啓発活動を行った。	H26	随時	継続			○
住環境における有害化学物質に係る情報の提供	有害化学物質(シックハウス症候群)の情報提供	随時	H26	1回/年	継続		○	○
	有害化学物質に係る情報提供回数	1回/年	H26	1回/年	継続			○
アスベストの対策	情報提供回数	随時	随時	1回/年	継続			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※シックハウス症候群

新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの「シックハウス症候群」が問題になっている。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンその他）などの揮発性の有機化合物と考えられている。「シックハウス症候群」については、まだ解明されていない部分もあるが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると健康に有害な様々な影響が出るおそれがある。

※ポジティブリスト

食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度というのは、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度のことである。平成15年に制定された食品衛生法第11条第3項及び厚生労働省の関係告示により規定され、平成18年5月に施行された。

※環境コミュニケーション

化学物質による環境リスク（人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性）について、市、市民、事業者が情報を共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。